

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年8月7日

智頭町長 金兒 英夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集7-1	智頭町西谷802番地8	216 E	保安林	5.11	2030/3/31まで	
集7-1	智頭町西谷806番地1	216 E	保安林	0.02	2030/3/31まで	
集7-2	智頭町西谷796番地	216 B	保安林	0.77	2035/3/31まで	
集7-3	智頭町西谷790番地	216 B	保安林	0.78	2035/3/31まで	
集7-4	智頭町西谷797番地	216 C	保安林	0.66	2035/3/31まで	
集7-5	智頭町西谷799番地	216 C	保安林	0.50	2035/3/31まで	
集7-6	智頭町西谷810番地	216 D	保安林	0.55	2035/3/31まで	

2 縦覧場所 智頭町山村再生課、智頭町のホームページ

3 本公告により、智頭町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。